

甘味資源作物・でん粉原料用いも産地の再編整備の推進について

17生産第8415号
平成18年3月28日
農林水産省生産局長通知

第1 趣旨

新たな食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）においては、現在の品目別に講じられている施策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換することとされたところである。甘味資源作物及びでん粉原料用いもについては、「経営所得安定対策等大綱」等において、平成19年産から、てん菜及びでん粉原料用馬鈴しょは品目横断的経営安定対策、さとうきび及びでん粉原料用かんしょはその零細な生産構造等を踏まえた品目別経営安定対策へ移行することとした。また、これと併せて、最低生産者価格を廃止し、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度へ移行するとともに、特にでん粉原料用いもについては抱合せ制度を廃止し、調整金制度へ移行するなどの政策転換を図ることとされた。

一方、こうした新制度への移行を控え、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの国内生産を安定的に維持し、砂糖及びでん粉の安定供給を確保していくためには、内外コスト格差の是正につながる関係者のコスト低減の取組が不可欠であり、特に原料生産段階において、省力化等による生産性の向上、需要に応じた生産量の確保等に向けた取組を推進することが重要である。

このため、産地における将来目標や目標達成のための課題を明確化した産地再編整備に資する計画を積極的に策定することにより、目標達成に向けた産地の取組を促進し、生産構造の一層の強化を図ることとする。

第2 推進方針

甘味資源作物については、生産の省力化・低コスト化、原料供給体制の改善、需要に応じた生産量の確保等の取組を推進し、また、でん粉原料用いもについては、生産の省力化・低コスト化、新たな国産でん粉の販路の確保、需要に応じた生産量の確保等の取組を推進することとし、各産地において目標や目標達成のための具体的対策等を定めた産地再編整備に資する計画（以下「産地再編整備計画」という。）を積極的に策定するとともに、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業を活用すること等により、取組の促進を

図るものとする。

第3 産地再編整備計画

- 1 産地再編整備計画は、産地における関係者の合意に基づき、道、県及び関係機関が作成する農業振興計画等との整合性を図りつつ作成するものとする。
- 2 産地再編整備計画は、産地の生産構造の強化を図ることを目的とし、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの生産性向上目標、需要に応じた安定生産目標等を定めた計画とする。具体的には、次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 甘味資源作物

- ア 甘味資源作物の作付面積（さとうきびにあっては作付面積及び収穫面積）並びに10アール当たり収量及び生産量の目標
- イ 甘味資源作物の生産コスト削減目標及び目標達成のための具体的対策
- ウ てん菜については品目横断的経営安定対策、さとうきびについては品目別経営安定対策における支援対象者・対象組織数の目標及び対象者育成のための具体的対策
- エ さとうきびについては、県知事からの申請に基づき国が別途設ける基準を適用する地区が事業地域内にある場合は、当該地区ごとの平成21年度までの担い手等育成計画（年度ごとの目標及び具体的対策）
- オ その他産地で特に解決する必要がある課題及び課題解決のための具体的対策

(2) でん粉原料用いも

- ア いもの用途別作付面積並びに10アール当たり収量及び生産量の目標
- イ でん粉原料用いもの生産コスト削減目標及び目標達成のための具体的対策
- ウ でん粉原料用馬鈴しょについては品目横断的経営安定対策、でん粉原料用かんしょについては品目別経営安定対策における支援対象者・対象組織数の目標及び対象者育成のための具体的対策
- エ でん粉原料用かんしょについては、県知事からの申請に基づき国が別途設ける基準を適用する地区が事業地域内にある場合は、当該地区ごとの平成21年度までの担い手等育成計画（年度ごとの目標及び具体的対策）
- オ その他産地で特に解決する必要がある課題及び課題解決のための具体的対策

- 3 産地再編整備計画の目標年度は、原則として平成21年度とする。
- 4 さとうきびについては、「さとうきび増産プロジェクト基本方針に基づく取組の推進について」(平成17年12月27日付け生産局長通知)に基づく増産計画であって、1及び2を満たしているものをすでに策定している場合にあっては、当該計画の策定をもって産地再編整備計画の策定とみなす。
- 5 産地再編整備計画の策定主体(以下「計画主体」という。)は、産地再編整備計画について、地域の実情又は目標達成状況に応じて毎年見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- 6 道及び県は、産地再編整備計画を策定しようとする計画主体に対し、必要に応じて助言を行うものとする。

第4 計画主体

計画主体は、地方公共団体、農業者団体等の甘味資源作物又はでん粉原料用いも関係者とする。

第5 産地再編整備計画の報告

- 1 計画主体は、産地再編整備計画を策定した場合には、道又は県知事に報告するものとする。第3の5の産地再編整備計画の変更を行った場合についても同様とする。
- 2 道及び県知事は、1により報告を受けた産地再編整備に資する計画及び自らが策定した産地再編整備計画を、地方農政局長(北海道知事にあっては生産局長、沖縄県知事にあっては沖縄総合事務局長)に報告するものとする。
- 3 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、2の報告を受けた場合には、生産局長に報告するものとする。